

自動車カルネのご案内
AIT/FIA Carnet de Passages en Douane

一般社団法人 日本自動車連盟
2026年6月5日

*本ご案内には自動車カルネの制度についての説明および注意点、カルネ発行申請からカルネ返却まで等のご案内のほか、申請書記入見本が含まれています。必ず事前にご確認ください。

目 次

1. 自動車カルネの概要	P2
1) 自動車カルネとは	
2) カルネが利用できる国・持込可能期間	
2. カルネ発行申請について	P4
1) 申請書類	
2) 発行（お引渡し）について	
3. 申請にかかる費用	P6
1) 発行料金	
2) 特別加算料	
3) クレーム処理預り金	
4. 担保について	P7
5. 国際ナンバープレート・Jマークのお申込について	P7
6. 各種手続きについて	P8
1) キャンセル	
2) 申請内容の変更	
3) カルネ有効期限の延長	
7. その他の準備	P8
1) 保険の加入	
2) 国際運転免許証の取得	
8. カルネの利用に関するご注意	P9
1) 海外渡航中に車検が切れる可能性がある場合	
2) 海外でカルネの紛失・盗難にあった場合	
3) 海外ラリーで車両が大破して、訪問国から車両を再輸出できない場合	
4) 海外での事故などにより現地で廃車し、訪問国から車両を再輸出できない場合	
5) 海外での車両の紛失・盗難により訪問国から車両を再輸出できない場合	
9. 帰国後の手続き	P10
1) 所在地証明の取得	
2) カルネの返却について	
3) 預り金（クレーム処理預り金、寄託金）の返金について	
4) ナンバープレートの付け替え	
Q&A	P12
カルネ発行および返却時の申請書類一覧（チェックシート）	P13

記入見本一覧

P14～P20

- (1) カルネ発行申請書
- (2) 車両に関する記載
- (3) スペアパーツリスト・パーソナルアイテムズリスト
- (4) 誓約書
- (5) 委任状（発行時・返却時）
- (6) 預り金口座振込口座指定書
- (7) その他 カルネ紛失届

1. 自動車カルネの概要

1) 自動車カルネとは

JAF が発行している自動車一時輸入書類（通称：自動車カルネ）（以下「カルネ」という。）は、自家用自動車（自動車二輪も含む）（以下「自動車」という。）の一時輸入手続きの際に用いる通関書類です。

日本で登録されている自動車を外国に持ち込んで走行するためには、通常は関税（輸入税）を支払って通関し、さらにその自動車を新たにその国で登録しなければなりません。しかし、その手続きは煩雑で時間も要し、自動車で一時的に外国を通過する旅行者などにとって負担が大きいものです。そこで、まず1949年に「道路交通に関する条約（ジュネーブ条約）」が締結され、この条約の締約国は、各締約国で登録された自動車がその登録のまま、互いの国内を一時的に走行することを認めあうこととしました。さらに、このジュネーブ条約に従って使用する自家用自動車を一時輸入する場合は関税の支払いを免除することが、1954年に締結された「自家用自動車の一時的輸入に関する通関条約」で定められました。この条約では、一時輸入手続きのための通関書類としてカルネが規定されており、カルネを用いて一時輸入する車両は関税の支払いが免除されることとなっています。

カルネを利用する際のルール

前記の2つの条約では、カルネを用いて自動車を一時輸入し使用するための諸条件を定めています。例えば、カルネによって一時輸入した自動車は自家用以外の用途に使用することは認められません。従って、カルネを用いて一時輸入の申請を行う際に、訪問国の税関により当該車両の使用目的が自家用に該当しないと判断された場合には、カルネの利用が認められないことがあります。

また、**カルネによる免税措置を受けて一時輸入した車両は、輸入したときと同じ状態のまま所定の期間内にその国から持ち出す（再輸出する）ことが義務付けられています。**カルネを用いて一時輸入をした場合は、必ずカルネを用いて再輸出しなければなりません。カルネ自体の有効期間は1年間ですが、カルネによる車両持込可能期間は国によって異なります。いずれの国においても、許可された持込可能期間を過ぎても車両をその国から再輸出しなかった場合には、カルネの使用ルールに違反するものとしてその車両について関税違約金が課せられます。さらに、滞在国の法令によっては何らかの罰則が適用される可能性もあります。具体的な持込可能期間は下記の「カルネが利用できる国」一覧をご参照ください。なお、車両持込可能期間内であっても、カルネの有効期間が満了する場合はその満了日までに再輸出しなければなりません。

カルネ利用者は原則として、一時輸入手続きについては「自家用自動車の一時的輸入に関する通関条約」の規定に従い、車両の運行については「道路交通に関する条約」に従うこととなりますが、それ以外にも、訪問先の国内法令に則って車両を一時輸入および使用しなければなりません。

カルネの使用に関するカルネ名義人および保証人の義務については、カルネ発行申請の際にご提出いただく誓約書に記載されていますので、カルネ名義人および保証人は、申請の前に必ずお読みください。誓約書およびこのご案内書に記載されたカルネ使用上の義務および規則に違反された方については、事情によってはその後のカルネ発行申請をお断りすることがありますのでご注意ください。

カルネの発行を受けるための条件

カルネを利用するケースとして、自家用車を用いて外国を旅行する、ラリー等モータースポーツ競技会に参加する等がありますが、いずれの場合も、JAF からカルネの発行を受けるためには少なくとも以下の条件を全て満たしている必要があります。一つでも条件を満たしていない場合は発行を受けることができません。

- ・カルネ発行の対象となる車両が日本で登録されており、必ず日本へ持ち帰ること
- ・カルネ名義人本人が海外へ渡航すること
- ・訪問国全てについて、その国の所定の車両持込可能期間内に再輸出すること
- ・カルネの有効期間が満了するまでに最終訪問国から再輸出すること
- ・有償および対価をもらって人や物を輸送・運送する等の商用用途ではないこと

2) カルネが利用できる国・持込可能期間

カルネを用いて一時輸入手続きを行うことができるのは、原則として上記の「自家用自動車の一時輸入に関する通関条約」の締約国です。カルネの世界的統括団体である AIT・FIA 事務局からの 2023 年 3 月現在の情報によれば、以下の国・地域でカルネを利用することができますが、近年は条約締約国であってもカルネを用いずに一時輸入できる国が増えてきているほか、カルネを用いた場合でも状況によっては供託金等の支払いが必要となったり、特定の種類の車両については一時輸入を認めない国もあるようです。従いまして、ご自身の車両を下記の国に一時輸入する際の実際の通関手続きの詳細については、予め各国の税関や大使館等にご自身でご確認されることをお勧めいたします。一旦発行したカルネにつきましても、渡航期間中に全く使用しなかった場合でも料金はお返しいたしかねますのでご注意ください。また、以下の国以外への一時輸入手続きにつきましてもその国の税関や大使館へご自身でお問合せください。

国名に続く () 内の数字は、2023 年 4 月現在の AIT・FIA 事務局からの情報に基づく最大持込可能期間(単位：〇カ月)を表しています。最新の情報および期間の表示のない国につきましては、その訪問国の税関や大使館へお問合せください

アフリカ……………ガーナ(注 1)、コンゴ民主共和国、ジンバブエ(12)、ナイジェリア(12)、ナミビア(12)、ボツワナ、南アフリカ(12・注 3)、ルワンダ
アジア・中東諸国……アラブ首長国連邦、インド(6・注 3)、シリア(3・注 3)、シンガポール(注 1)、スリランカ(3)、バンラデシュ、マレーシア(注 1)、ヨルダン(3・注 2・注 3)、レバノン(12・注 3)
オセアニア……………オーストラリア(12)、ニュージーランド(12)
南北アメリカ……………アルゼンチン(8)、エクアドル、カナダ(12)、ジャマイカ、チリ(注 1)、トリニダードトバゴ、パラグアイ、ベネズエラ・ボリバル共和国、ペルー(12)

注 1：ガーナ、シンガポール、マレーシア、チリは滞在期間 90 日となっております。

注 2：ヨルダンにおける表示の数字はガソリン車と二輪車の場合で、ディーゼル車は 1 カ月までとなっております。

注 3：シリア、レバノン、インド、ヨルダン、南アフリカにカルネを利用して車両を一時輸入する場合は、発行 1 冊につき特別加算料として一定料金を申し受けます。詳しくは「3. 申請にかかる費用」の項をご覧ください。

- * 上記の国以外でも、一時輸入手続きを行う際にカルネの提示を要求されることがあります。
- * アメリカではカルネをご利用できません。自動車の一時輸入手続きに関する詳細につきましては大使館または現地税関へお問合せください。
- * EU加盟国では、個人旅行目的で一時輸入する場合カルネは不要です。
- * 韓国への車両の一時輸入はフェリー会社が取扱をしておりますので、そちらへお問合せください。
- * オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール等、一部の国ではカルネで通関した後に現地で国内走行許可証を取得する必要がありますのでご注意ください。
- * 南アフリカではカルネで通関できる税関が指定されています。あらかじめ、通関予定の税関が指定税関であるかどうかを南アフリカの税関当局にご確認ください。
- * オーストラリアに自動車レース・ラリー参加を目的として車両を持ち込む場合は、ATAカルネでの対応となります。JAFが発行する自動車カルネはオーストラリアにおいては旅行を目的とする場合のみとなりますので、ご注意ください。ATAカルネについては、事前にお客様自身で現地税関または日本商事仲裁協会に確認を行ってください。
- * パラグアイ、エジプト、ペルーは右ハンドル車の走行はできません。
- * 上記以外の各国の情報は JAF では有しておりませんので、在日当該国大使館や現地税関へ直接お問合せください。
なお、JAF はカルネの発行および保証業務を行っておりますが、現地での通関手続きや走行の方法、カルネを用いない一時輸入の方法などについては情報を有しておりません。また現地情報の調査等もできかねますので、予めご了承ください。
- * エジプトは FIA/AIT 当局によって高リスク地域と判断されたため、自動車カルネの利用国一覧から除外しております。

2. カルネ発行申請について

カルネ発行申請を希望される方は、まずは「カルネ発行 事前チェックフォーム」にて事前申請をお願いします。

[自動車カルネのご案内ウェブサイト](#)の「カルネ発行事前申請」よりダウンロードしたフォームに記入のうえ、カルネ問い合わせメール (cpd-jaf@o3.jaf.or.jp) までお送りください。カルネ発行の可否および発行のお手続きについてメールにて返信いたします。

※カルネ保険をご希望の場合は、別途、カルネ保険申請書類を郵送いたします。

発行が可能となった方は、以下の書類をご提出いただき、発行料金および預り金をお振込みいただきます。なお、申請にあたっては保証人が必要です。旅行に同行されない成人の方で、日本に住み票があり、かつ民法上の成年被後見人および被保佐人に該当しない方であれば、保証人になることができます。保証人は、申請者（カルネ名義人）とともに発行申請書および誓約書に記入し、カルネ使用に伴って生じる可能性のある債務をカルネ名義人と連帯して履行する義務を負います。カルネ名義人および保証人の義務の詳細については誓約書の内容をご確認ください。

以下の必要書類を全てご提出いただき、当方で受理した時点でカルネ発行申請がなされたものといたします。ただし、お引渡しまでに全ての費用をお振込みいただいていない場合には、カルネをお渡しすることはできません。

1) 申請書類

各フォームに記入のうえ、必要書類のデータと併せてカルネ問い合わせメール (cpd-jaf@o3.jaf.or.jp) まで送信ください。

① 発行申請書類

書類	部数	備考
カルネ発行申請書	1	自動車カルネのご案内ウェブサイト の「発行時の申請書類」よりダウンロードし記入したものをお送りください。
車両に関する記載	1	
誓約書	1	

② 車両に関するもの

書類	部数	備考
登録証書の画像データ	1	運輸支局にて取得したもの
自動車検査証記録事項の画像データ	1	自動車検査証記録事項がない場合は軽自動車届出済証(125cc～250cc)・標識交付証明書(50cc～125cc)・保険証券等の車台番号がタイプ打ちで記載されている書類
スペアパーツリスト パーソナルアイテムズリスト	1	自動車カルネのご案内ウェブサイト の「発行時の申請書類」よりダウンロードし記入したものをお送りください。※該当ない場合は提出不要です 車両修理用のスペアパーツや車両と同梱する個人使用品は車両と一緒にカルネで通関手続きを行うと、原則として免税扱いになります。作成見本を参考に、車両のスペアパーツや付属品、工具などはスペアパーツリストとして、その他のものはパーソナルアイテムズリストとして作成してください。いずれのリストも、車両の中に入れるか車両と一緒に梱包する物のみが対象です。一旦ご提出いただいたリストは変更できませんので、搭載品を決定してから作成していただきますようお願いいたします。

③ 本人確認書類

画像データにて提出ください。

※有効期限のもの、もしくはカルネ発行申請日から3カ月以内に発行されたものをご用意ください。

a) カルネ名義人

書類	備考
●運転免許証 ※表裏両面	—
●在留カード・特別永住者証明書	※日本国籍でない場合、要提出

b) 保証人

<u>1点で良いもの</u>	<u>2点必要なもの</u>
●マイナンバーカード ※表面のみ ●運転免許証 ※表裏両面 ●旅券（パスポート） ●在留カード・特別永住者証明書 ●その他官公署が発行した写真付き資格証明書	●国民年金・厚生年金等各種年金の手帳、年金証書又は基礎年金番号通知書 ●介護保険等各種保険の被保険者証等

④ その他 JAF が必要と認める書類

・委任状

カルネ名義人以外の方がカルネ発行申請をされる際にご提出いただきます。カルネ名義人が所定の書式に記入し、署名のうえ原本を郵送にてご提出ください。

用紙は、[自動車カルネのご案内ウェブサイト](#)の「その他の申請書類」よりダウンロードください。

【送付先】

〒105-0012 東京都港区芝大門1-1-30
一般社団法人 日本自動車連盟 国際課 カルネ担当宛

2) 発行（お引き渡し）について

通常は、発行申請から1カ月でカルネをお渡しすることができます。書類の不備や未入金および申請から十分なお日にちが確保できない等の事情がない限り、カルネ発行申請の「カルネ発行希望日」がカルネの発行日となります。なお、規則により、カルネ発行日は、当方からカルネを郵送する日となります。

発行したカルネを当方から郵送する際は、原則としてカルネ名義人もしくは保証人の住所（どちらも国内に限る）へ送付いたします。カルネの海外発送はいたしません。

保証人の住所もしくはその他の住所へカルネを郵送希望の場合、カルネ名義人はその旨を事前にメールにてお知らせください。

3. 申請にかかる費用

1) 発行料金

カルネは1回の輸入手続きにつき用紙1枚を使用します。以下の通り用紙の枚数が異なるカルネをご用意しておりますので、ご旅行期間中にカルネを使用される回数を考慮してご選択ください。いったん発行されたカルネの枚数を変更することはできませんので、その場合は改めて発行申請をしていただくことになります。

JAF 会員料金は、カルネ発行申請をされる際にカルネ名義人の方が JAF 会員（個人・家族・法人会員のいずれか）である場合に適用されます。JAF に入会していない方は、カルネ発行申請をされる前に JAF にご入会いただきますと、JAF 会員料金が適用されます。

	JAF 会員料金	一般料金
5 枚綴じ	30,000円	36,000円
10 枚綴じ	35,000円	41,000円
25 枚綴じ	40,000円	46,000円

※非課税

2) 特別加算料

以下の対象国にカルネを利用して車両を一時輸入する場合は、発行1冊につき特別加算料を申し受けます。対象国が複数の場合でも、追加の加算料は発生いたしません。なお、本加算料はカルネを JAF にご返却いただいても、返金いたしかねます。

■特別加算料対象国：シリア、レバノン、インド、ヨルダン、南アフリカ

特別加算料 カルネ発行1冊につき	20,000円（非課税）
------------------	--------------

3) クレーム処理預り金

カルネを利用して車両を一時輸入した国の税関から、車両が再輸出された記録がない等の理由によって後日関税違約金の支払いを請求されたり、現在の当該車両の所在地について照会を受けることがあります。これに対してはカルネ発行団体である JAF がカルネ名義人の代理として対応いたします。このため、カルネ発行申請の際にカルネ名義人からクレーム処理預り金をお預りし、そのカルネに関して JAF が外国税関等と調整を図る必要が生じた場合には当該預り金から対応料金10,000円と、通信・連絡費等（実費）を差し引きます。カルネのキャンセルや、有効期間の延長その他の手数料もこの預り金より差し引きます。クレーム処理預り金の残額は、カルネの使用終了後、カルネを JAF にご返却いただく際に、JAF でカルネの使用状況を確認した上で JAF が発行した預り証と引き換えに返金いたします。詳しくは「9. 帰国後の手続き」の項をご覧ください。

クレーム処理預り金 カルネ1冊につき	30,000円（非課税）
外国税関等との調整・対応料金 1件につき	10,000円（課税・税別）

※発行料金・クレーム処理預り金・外国税関等との調整・対応料金・特別加算料等について、予告なく料金変更の可能性があります。予めご了承ください。

4. 担保について

カルネを使用して一時輸入した車両が所定の期間内に再輸出されなかった場合、輸入国税関から関税違約金が請求されますが、この場合 JAF はカルネ名義人に代わりそれを一時的に立て替えて支払います。これは、カルネ発行団体として、JAF が発行したカルネについての義務の履行を保証していることによるものです。この JAF による保証があるために、JAF が発行したカルネを使用して一時輸入を行う場合は外国税関で輸入税が免除されるのです。

カルネ発行申請の際は、カルネ名義人の方には下記 a, b の内からいずれかを担保として JAF へご提出いただきます。関税違約金が請求される等の事態が生じた場合には、JAF にて、ご提出いただいた担保を輸入国税関への関税違約金支払いに充当させていただきます。

なお、外国籍の方は原則として現金寄託の方法のみに限らせていただきます。

お支払いいただく担保金額は、車両の現在価格、輸送費（保険料含む）、スペアパーツ・パーソナルアイテムズの合計金額を基に、通過国の関税率中で最も高い税率を勘案して JAF で算出し、カルネ名義人にお知らせいたします。

車両の現在価格については、新車の場合はメーカー小売価格、中古車の場合は（一財）日本自動車査定協会「中古車ガイドブック」および（有）オートガイド「自動車価格月報」等を参照の上、いずれも JAF にて決定させていただきますが、中古車の価格については、海外における日本車の評価を考慮し最低でも新車メーカー小売価格の 60% を下回らないよう設定させていただきます。

なお、ここでいう「車両の現在価格」とは、あくまでカルネを発行する際の担保金額を計算するための JAF の算定価格であり、中古車販売業者による査定額とは性質が異なるものです。担保は、JAF がカルネ発行団体として発行するカルネに対し上記の保証を行うために必要なものですので、JAF が算出した担保金額にご納得いただけず担保をご提出いただけない場合はカルネを発行いたしかねますので予めご了承ください。

また、JAF で現在価格を決定することが難しい車両（例えばクラシックカー等）や、車両価格について強い希望がある場合につきましては、申請書類にご記入いただいた「現在の価格」について証明する書類（販売店等から購入した際の領収書・査定書等）をご提出ください。

a. 現金寄託

カルネを利用する国のうち、最も関税率が高い国を基準に JAF が担保金額を算出します。こちらの金額を、カルネ発行申請の際にカルネ名義人から指定の口座振り込みにて JAF に寄託していただきます。JAF でお預かりしている間は無利子です。寄託金は、カルネの使用終了後カルネを JAF にご返却いただく際に、JAF が発行した預り証と引き換えにカルネ名義人に返金いたします。詳しくは「9. 帰国後の手続き」の項をご覧ください。

提出物	備考
寄託金（お振込み）	JAF にて金額を算出いたします。

b. カルネ保険

カルネ保険を契約すると、カルネ発行申請の際に JAF に提供する担保として利用することができます。保険金額は 600 万円が限度となりますので、それを超える担保金額については現金寄託などの手段で担保を提出してください。カルネ保険を契約し JAF が外国税関に関税違約金を支払うことになった場合には、保険会社がその関税違約金相当額を保険金として JAF に支払い、保険会社はその支払額を該当カルネの名義人および保証人に対し請求します。カルネの名義人および保証人は、関税違約金支払い義務が免除されるものではありません。カルネ保険契約を希望される方は、「カルネ発行 事前チェックフォーム」もしくは「カルネ発行申請書」の該当欄に記入ください。JAF より「自動車一時輸入書類保証保険（カルネ保険）のご案内」を郵送いたしますので、そちらをご覧ください、不明な点は募集代理店にお問合せください。

5. 国際ナンバープレート・Jマークのお申込について

カルネを用いて一時輸入する車両を、日本登録のまま一定期間運転することができるのは、1949 年締結の「道路交通に関する条約（ジュネーブ条約）」の締約国です。

ただし、日本で登録されている車両をこの条約に基づいて締約国で運転する場合には、日本登録の番号をアルファベット標記に変換した国際ナンバープレートと、日本での登録を示す識別記号である J マークを車両に表示する必要があります。国際ナンバープレートの作製等につきましては、ご自身でお調べいただき、お手続きをお願いいたします。J マークについては、カルネと併せて 2 枚 1 セットをお渡しします。

国際ナンバープレートや J マークは、自動車カルネ以外の書類を利用したり、通常の輸入を行ったりする場合には使用できない場合もありますのでご注意ください。

6. 各種手続きについて

以下の手続きには、手数料（外国税関等との調整・対応料金）として1件につき10,000円（税別）をクレーム処理預り金から差し引きいたします。

1) キャンセル

カルネ発行申請後のキャンセルは、発行予定日の3営業日前までに、カルネ名義人からその旨をお申し出いただければ、上記手数料をお支払いいただくことを条件としてキャンセルをお受けいたします。お支払いいただいたカルネ発行料金や預り金を返金いたします。

ただし、発行予定日の2営業日前以降は、理由の如何にかかわらずカルネ発行申請のキャンセルはお受けできません。この場合、カルネ発行料金をお支払いいただきますのでご了承ください。なお、預り金は返金いたします。

2) 申請内容の変更

カルネ発行申請後に、カルネ枚数の変更や記載内容の修正を希望される場合は、カルネ発行予定日の3営業日前までにお申し出ください。この場合、上記手数料をお支払いいただくことを条件として、申請内容の変更をお受けいたします。

カルネ発行予定日の2営業日前以降は、申請内容の変更はできません。この場合は、申請時の記載内容のままカルネを発行いたします。

ただし、追加でカルネ発行料金をお支払いいただく場合に限り、新しい申請内容でカルネを作成いたします。その際、カルネ番号が変更となる可能性がありますので、カルネ保険をご利用予定の方はご注意ください。

いずれの場合も、変更内容によっては申請書類の差し替え等が必要となり、カルネの発行・お引渡しが遅れる場合があります。あらかじめご了承ください。

3) カルネ有効期限の延長

カルネの有効期間は発行日から1年間ですが、カルネ名義人の怪我や病気、車両の故障などのやむをえない事情によって所定の期間に再輸出できない場合に限り、現地税関の許可によりカルネ有効期間の延長が認められる場合があります。延長期間は国によって異なりますが原則として3カ月までです。

延長を行う場合には、ご自身で現地保証団体もしくは輸入地税関に直接連絡をとって手続きを行うことが必要となります。また、現地保証団体への延長の依頼に際し、JAF発行のレターが必要となる場合がございます。その場合は、「外国税関等との調整・対応料金」が書類発行の都度発生いたします。

延長が終了したら、必ずJAFへその旨を速やかに通知していただき、延長されたカルネの表紙および表紙の裏面をカルネ問い合わせメールへお送りください。カルネ保険を利用されている場合は、これを受けてカルネ保険延長に関する手続きを行います。

延長は、カルネの有効期間が終了する前に現地で申請することが必要になります。日本へ途中帰国しているなど、ご本人が現地に直接赴けない場合は延長を認められず、そのままカルネの有効期間が満了した場合には関税違約金が請求されることとなりますのでご注意ください。

なお、カルネ枚数を追加することはできません。

7. その他の準備

1) 保険の加入

海外で運転する際には、それぞれの国で自動車保険に加入する必要があります。海外で通用する自動車保険は日本では加入できませんので、外国の税関を通関後、現地で各国ごとに保険を購入していただくことになります。ただし現地の強制保険だけでは実際に事故が起きた際に損害をカバーできないことがありますので、現地で任意保険にも加入されることをお勧めします。

2) 国際運転免許証の取得

国際運転免許証は各県の運転免許試験場や警察署等で取得できます。国際運転免許証と同時に日本の免許証も携帯する必要がありますのでご注意ください。また、訪問予定国での車両の運行に関する法規等について、大使館等で前もって情報収集することをお勧めします。

8. カルネの利用に関するご注意

1) 海外渡航中に車検が切れる可能性がある場合

カルネを利用して一時輸入した車両の車検が切れた場合、国によってはそのような車両の運行が禁止される（法律違反となる）可能性がありますので、カルネの発行申請をされる際に、ご旅行期間中に車検が切れることがないかを必ずご確認ください。車検有効期間満了日の1カ月以上前であっても、随時車検を受けることができますので、車検の残存有効期間が少ない場合はご出発までに車検を受けられることをお勧めいたします。ただしその場合、車検の継続ではなく、その時点で車検を受けなおしたという扱いになり、新しい車検の有効期間はその車検に合格した時点から開始されます。

JAF では、カルネを用いて外国に一時輸入する車両は、必ず車検が切れるまでに最終訪問国から日本へ再輸出されることを強くお勧めいたします。ご旅行中の車検切れに関連して生じたトラブルについては JAF では一切の責任を負いかねます。

2) 海外でカルネの紛失・盗難にあった場合

カルネ紛失届に紛失時期、場所、状況等の必要事項を明記の上、JAF までメール等にて提出ください。ご帰国後に JAF 指定の用紙に日本税関にて車両の所在地証明を取得し提出してください。

3) 海外ラリーで車両が大破して、訪問国から車両を再輸出できない場合

ラリー等で車両が大破した場合には、競技会主催者・オーガナイザーもしくは現地保証団体からの証明書を取得し、車両の状態を示す写真などを添えて現地税関にカルネを提出し、当該車両を再輸出することができないことを認める旨の記載を税関から受けてください。帰国後はそれらの書類をカルネとともに JAF に提出してください。

4) 海外での事故等により現地で廃車し、訪問国から車両を再輸出できない場合

現地の保証団体を通じて輸入地税関に連絡し、カルネ上に廃車した旨の記載を受けてください。帰国後、関連書類（廃車の証明書など）を添えてカルネを JAF にご返却ください。

5) 海外での車両の紛失・盗難により訪問国から車両を再輸出できない場合

現地警察の盗難証明書（Police Report）を取得した上で保証団体や輸入地税関に相談し、指示を仰いでください。帰国後、盗難証明書を添えてカルネを JAF にご返却ください。

※注1：上記2）～5）のケースでは、廃車証明書や盗難証明書があっても、最終的に車両を再輸出していないため後日税関から関税違約金を請求され、場合によっては抗弁が認められずに違約金を支払わなければならないことがあります。従って、そのような事態に備え、これらのケースではカルネを JAF にご返却いただいても、カルネ有効期間が終了してから1年6ヶ月が経過するまでクレーム処理預り金及び寄託金をお返しすることができませんので予めご了承ください。ただし、カルネは、JAF が発行団体として訪問国の税関からの照会に応じるために必要ですので、いずれの場合でもカルネはご帰国後速やかに JAF にご返却ください。

※注2：いずれの場合も、JAF が税関当局や保証団体等へ公式な書類を作成し提出する等の対応が発生した場合は、外国税関等との調整・対応料金が都度発生します。クレーム処理預り金より差し引かせていただきますが、不足分が生じた場合は後日精算させていただきます。

9. 帰国後の手続き

1) 所在地証明の取得

カルネ上の外国税関の記載の中には、担当官のサインや日付が不鮮明であったり判読できなかつたりするものがあり、その国の税関から関税違約金請求があった際に、カルネの記載だけでは、当該国から車両を再輸出した事実を証明することが困難な場合があります。そのため、日本に車を持ち帰った時点で日本の税関にて「所在地証明」の取得をお願いします。所在地証明があればそのカルネを利用した全ての訪問国からの照会に対応することができます。所在地証明はカルネの最終ページにありますので、それを税関に提出し、担当官に英語で氏名等を記入してもらうよう申請してください。カルネは最終的に JAF にご返却いただき、それにより預り金をお返しいたしますが、返却をしていただく際には上記のような理由から所在地証明を確認させていただきます。

2) カルネの返却について

カルネは JAF の所有に帰するものであり、カルネ名義人は帰国後もしくは有効期限満了後3カ月以内に JAF にカルネを返却しなければなりません。カルネの返却手続きは以下の通りです。

- ① カルネ問い合わせメール (cpd-jaf@o3.jaf.or.jp) まで下の画像データをお送りください。

- カルネ表紙
- カルネ内の使用した全ページ (スタンプの押印状況を確認します)
- カルネの所在地証明ページ

- ② 押印状況を確認し、預り金の返金とカルネ返却をメールにて案内いたします。

※カルネ内の所在地証明を取得していない、輸出入のスタンプが適切に押印されていない、有効期限が守られていない、海外税関よりクレームが起こされている等の場合は、カルネ有効期限後1年6ヶ月が経過するまで預り金をお返しできません。

※外国税関等との調整・対応料金等が発生した場合はクレーム処理預り金より差し引きます。不足した場合は請求いたしますので、期日までにお振込みください。

- ③ 預り金振込口座指定書を「自動車カルネのご案内」ウェブサイトよりダウンロードしてご記入いただき、以下の必要書類とともにカルネ担当部署まで郵送ください。

【郵送書類】※すべて原本

- 自動車カルネ
- 預り金振込口座指定書
- クレーム処理預り金 預り証
 - ・寄託金預り証 ※現金寄託の場合のみ添付
 - ・印鑑登録証明書 ※ご本人名義以外の口座を指定される場合のみ添付

【送付先】

〒105-0012 東京都港区芝大門1-1-30
一般社団法人 日本自動車連盟 国際課 カルネ担当宛

- ④ 書類が届きましたら返金のお手続きをし、完了となります。

カルネを差し替えて旅行を継続されている方は、旅行途中に使用した差替え前のカルネを JAF にご返却いただいても、所在地証明を取得されていないため預り金 (クレーム処理預り金・寄託金) をお返しすることはできませんが、このような場合についても、有効期限が満了して使用が終了したカルネは速やかに JAF にご返却ください。そのカルネを使用して過去に通過した国の税関から後日 JAF に照会が寄せられることがありますので、JAF にてそれに対応する際に必要となります。

この場合は、ご旅行が終了して車両を日本に持ち帰られ、その時に使用中のカルネについて所在地証明を税関で取得され、そのカルネを JAF にご返却いただきましたら、そのカルネに係る預り金に加え、その旅行中に使用された (JAF に返却済みの) カルネについての預り金も併せてお返しします。

3) 預り金 (クレーム処理預り金、寄託金) の返金について

クレーム処理預り金は、カルネ返却後、外国税関の輸出入の検印及び所在地証明を取得されていることを JAF で確認した上で、JAF が発行した預り証と引き換えにカルネ名義人に返金いたします。また、カルネ発行時の担保として寄託金をお預けいただいていた場合も、上記の確認を行ったのち、預り証と引き換えに JAF からカルネ名義人にお返しします。万一、所在地証明の取得がやむを得ずできない場合は、カルネ有効期間が終了してから1年6ヶ月が経過するまでクレーム処理預り金及び寄託金をお返しすることができませんので予めご了承ください。

これら預り金を JAF から返金する際は、預り金振込口座指定書に従い、カルネ名義人の銀行口座への振込みによって行います。

預り金のご返金手続きは、カルネ名義人が行うことが原則ですが、やむを得ない事情により代理人（保証人も含む）がカルネ返却や返金手続きを対応する場合、カルネ名義人本人の自署のある委任状をご提出いただきます。「自動車カルネのご案内」ウェブサイトよりダウンロードしてご記入いただき、郵送ください。

なお、カルネ原本や預り証を紛失された場合でも、所定の手続きに従って紛失届をご提出いただくことにより預り金の返戻を受けることができます。カルネ紛失届は「自動車カルネのご案内」ウェブサイトよりダウンロードし、カルネ問い合わせメールまでお送りください。なお、預り証紛失届はメールにてお問い合わせください。

クレーム処理預り金・寄託金のいずれも、JAF でのお預かり期間は、それらに係るカルネの有効期限から 10 年間です。このお預かり期間が経過した後は、カルネ原本および預り証をご返却いただいた場合でもクレーム処理預り金・寄託金はお返しできませんので予めご了承ください。

4) ナンバープレートの付け替え

帰国後、国際ナンバープレートのままでは日本国内を走ることはできません。日本に輸入通関後、保税地域より車積載車にて輸送するか仮ナンバーをつけて自走し、運輸支局に「自動車登録番号標の再封印、再交付申請書」を提出の上、再封印を受けてください。仮ナンバーは住所地の市役所、区役所にて申請することができます。

Q & A

Q：カルネを利用できる国はどこですか？

A：2) カルネが利用できる国・持込可能期間に記載されている国がカルネを利用できる国です。それ以外の国につきましては、カルネが不要な国、ジュネーブ条約締約国ではない国もしくは車両の一時持込を禁止されている国になります。カルネが利用できない国については、JAF では一時輸入の可否や方法に関する情報を有しておりません。現地税関や大使館などにお尋ねください。

Q：何か国にも渡る長期旅行をする予定ですが、カルネの有効期間の1年間では終わりそうにありません。

A：1年以上の長期旅行でも、何か国かに渡って旅行するため一カ国の滞在が短い場合には、途中で新しいカルネに差し替えることができます。ただし、カルネは本来1年以内の短期旅行に使用するために作られたものであり、差し替えによる長期旅行の場合は、通関手続きの際に何らかのトラブルが起きる可能性があるため JAF としてはお勧めできません。カルネの差し替えを予定されている場合、新規の発行申請と同様の手続きが必要です。「自動車カルネのご案内」ウェブサイトより発行の申請書をダウンロードし、必要書類をメールにて提出ください。別途、発行料金・預り金等が発生しますので、期日までにお振込みいただきます。差し替えカルネは海外へ郵送できません。日本国内でのお受け取り住所（カルネ名義人・保証人・代理人等）をご指定ください。

※差し替え申請時点での最新の申請書類・料金・手続きが適用されますので、あらかじめご了承ください。

海外で新しいカルネに差し替える際は、登録証書を新しいカルネに付け替え、使用済みカルネを JAF までお送りください。ご旅行中に使用済みカルネで既に通過した国から照会を受ける場合がありますので、その際に必要になります。なお、カルネの差し替えは、必ずカルネを使用しない国に一度入国した上で行ってください。

Q：車両の名義人と実際に旅行に行く者が異なるのですが、カルネの名義人はどちらにしたらよいでしょうか？

A：実際に旅行に行かれる方をカルネ名義人にしてください。カルネ名義人、登録証書における名義人と実際に車両を使用する方はすべて同一人物にしてください。必要があります。運輸支局に委任状を提出し、カルネ名義人の名前で登録証書を発行するよう依頼してください。

また、海外に行かない方はカルネ名義人になることはできません。カルネの申請手続は委任状の提出によって代理申請ができますし、英文貸与証明をカルネに添付することによって現地で他の方が運転することもできますが、通関時は日本でも外国でもカルネ名義人のパスポートの提示が求められます。

Q：自分の車で旅行した後、現地で売却して帰りたいのですが、カルネを利用できますか？

A：カルネは車両を日本に必ず持ち帰ることを前提に発行するものですから、現地で売却される可能性がある場合には JAF からカルネを発行することはできません。

カルネを使用して一時輸入した車両を売却したり現地登録したりする場合、通常の輸入手続きを行った場合と同程度か、あるいはそれ以上の関税違約金が課されます。売却されるご予定がある場合は日本では一度抹消登録し、通常の輸入を行なった上で、現地でご登録ください。

Q：外国に仕事で何年か駐在するのですが、カルネを使うことはできますか？

A：カルネの有効期間は1年間ですが、個人使用の車両を一時輸入する場合、国によっては持込可能期間を3カ月～6カ月に限っています。したがって、仕事で海外に赴任される際に車両を持って行かれる方は、日本で抹消登録し通常の輸入手続をとって輸入されてから現地で登録することをお勧めいたします。海外引越を取り扱っている引越業者等にご相談ください。またカルネはもともと短期の個人旅行目的で使用されるために作られたものという観点から、国（税関）によっては、純粋な個人旅行目的以外での車両の一時持込を禁止しているところもあるようですので、事前にご自身でご確認されることをお勧めします。

Q：カルネの有効期間は？

A：カルネ発行申請の際にカルネ発行予定日として設定した日をカルネ有効期間の開始日とし、同日に JAF から郵送いたします。そのため、海外で実質的に利用できるのは1年間よりも多少短くなります。規則により、郵送日より後の日を開始日として設定することはできませんのでご注意ください。

Q：日本からの輸出時のカルネの使用方法は？

A：カルネは外国税関での輸入手続きに使用する通関書類です。日本からの車両輸出時には税関で記入を受ける必要はありませんが、税関によっては車両輸出時に提示を要求することがあるようです。なお、日本の税関で誤って記載されたページは、外国では使用できませんのでご注意ください。

Q：カルネの有効期間は1年間ですが、3カ月延長すれば1年3カ月間1カ国に滞在できるということですか？

A：カルネの延長は、カルネ名義人の病気や怪我、車両の故障などやむをえない理由がある場合に、輸入地税関によって認められるものですが、かならず認められるとはかぎりません。延長を見越した旅行計画をたてないようご注意ください。また、カルネによる車両持込可能期間を1年未満としている国も多くあります。1年以上、もしくは持込可能期間を越えて特定の1カ国に滞在したい場合は、カルネを利用せず初めからその国に登録することをお勧めします。

カルネ発行および返却時の申請書類一覧（チェックシート）

書類提出時のチェックにご利用下さい。

1) カルネ発行申請時

<u>お客様にご用意いただくデータ（画像もしくはPDF）</u>	
<input type="checkbox"/>	運転免許証 ※表裏両面（カルネ名義人）
<input type="checkbox"/>	在留カード・特別永住者証明書 ※日本国籍でない場合
<input type="checkbox"/>	登録証書
<input type="checkbox"/>	自動車検査証記録事項（軽自動車検査証、標識交付証明書等）
<input type="checkbox"/>	保証人の本人確認書類 ※「2）カルネ発行申請について」をご確認ください

<u>J A F所定の用紙に記入していただく書類（データ）</u>	
<input type="checkbox"/>	カルネ発行申請書
<input type="checkbox"/>	車両に関する記載
<input type="checkbox"/>	誓約書
<input type="checkbox"/>	スペアパーツリスト・パーソナルアイテムズリスト ※該当ない場合は不要

担保保証（a, bのうちいずれか1つ）

a. 現金担保

<input type="checkbox"/>	寄託金（金額はJ A Fにて算出いたします）
--------------------------	------------------------

b. カルネ保険 ※申込書は郵送いたします。データでの提出不可。

<input type="checkbox"/>	自動車一時輸入書類保証保険申込書 1部
<input type="checkbox"/>	自動車一時輸入書類保証保険申込書付属告知書 1部
<input type="checkbox"/>	カルネ保険の新規申込手続きに関する委任状 1部
<input type="checkbox"/>	カルネ名義人 印鑑登録証明書 1部
<input type="checkbox"/>	保証人 印鑑登録証明書 1部
<input type="checkbox"/>	カルネ保険料

<u>状況によって提出していただく書類 ※データでの提出不可。</u>	
<input type="checkbox"/>	委任状（カルネ発行時）

2) カルネ返却時

<u>お客様にご用意いただく書類（原本）</u>	
<input type="checkbox"/>	自動車カルネ
<input type="checkbox"/>	預り金振込口座指定書
<input type="checkbox"/>	クレーム処理預り金預り証
<input type="checkbox"/>	寄託金預り証 ※現金寄託の場合のみ添付
<input type="checkbox"/>	印鑑登録証明書 ※ご本人名義以外の口座を指定される場合のみ添付

<u>状況によって提出していただく書類 ※データでの提出不可。</u>	
<input type="checkbox"/>	委任状（カルネ返却時）

申請・問い合わせ先：cpd-jaf@o3.jaf.or.jp

書類郵送先

〒105-0012 東京都港区芝大門1-1-30
一般社団法人 日本自動車連盟 国際課 カルネ担当宛

記入見本一覧

(1) カルネ発行申請書 ※申請フォーム (PDF) の青い欄に入力してください。

		カルネ番号 (青い記入欄)		
申請日: 2026 年 6 月 5 日				
*申請日と以下の太枠線内をご記入ください。 カルネ発行申請書				
次ページ記載の「【事前申請時】カルネに関する個人情報の取扱い」をご確認いただき、同意の上、ご提出ください。				
① カルネ名義人	ふりがな	れんめい たろう	JAF 会員番号 (会員でない場合は空白)	
	氏名	連盟 太郎	1234 _ 1234 _ 1234	
	生年月日		国籍	
	1980 年 11 月 20 日 (満 46 歳)		日本	
	現住所	東京都港区芝大門 1-1-30	カルネを利用する際の海外渡航目的	
			旅行のため	
② 保証人	ふりがな	れんめい いちろう	国籍	
	氏名	連盟 一郎	日本	
	現住所	東京都港区芝 2-2-17	名義人との続柄	
			父	
③ カルネ利用予定国	職業	勤務先	勤務先ご住所	
	自営業	(有)自動車ベーカー	〒 _____ TEL 03 _____ 0000 _____	
			現住所と同じ	
	職業	勤務先	勤務先ご住所	
	会社員	JAF自動車(株)	〒 108 _____ 0000 TEL 03 _____ 0000 _____	
			東京都渋谷区神宮前 ●-●-●	
	1. ベルギー	2. テリ	3. アルゼンチン	4. テリ
	6.	7.	8.	9.
	11.	12.	13.	14.
	16.	17.	18.	19.
21.	22.	23.	24.	
25.				
車両輸出期間: 2026 年 7 月 15 日から 2027 年 2 月 10 日、計 3 개국中、カルネ使用 4 回				
※例) オーストラリア→ニュージーランド→オーストラリアの場合、2 개국ですがカルネ利用は 3 回となります				
カルネを利用して特定の国に車両を一時輸入する場合は、発行 1 冊につき特別加算料として一定料金を申し受けます。				
詳しくは「自動車カルネのご案内」をご確認ください。				
④ カルネ発行希望日: 2026 年 7 月 5 日				
※申請書類一式および料金のお金を確認後作成いたします。作成後の修正希望について、カルネ発行料金を頂戴しますのでご了承ください。				
⑤ 該当する項目を選択してください。				
次ページに記載の個人情報の取扱いに 名義人: <input checked="" type="checkbox"/> 同意する 保証人: <input checked="" type="checkbox"/> 同意する				
⑥ カルネ希望枚数 <input checked="" type="checkbox"/> 5 枚綴じ <input type="checkbox"/> 10 枚綴じ <input type="checkbox"/> 25 枚綴じ				
⑦ 担保 <input checked="" type="checkbox"/> 現金寄託 <input type="checkbox"/> カルネ保険				
⑧ 保険証券控の送付先 (カルネ発行後) <input type="checkbox"/> 現住所 <input type="checkbox"/> その他 (送付先をご記入ください。) <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> 保証人現住所 <input type="checkbox"/> 保証人勤務先				

①	申請日・カルネ名義人氏名・会員の場合、有効な JAF 会員番号・カルネの利用目的・住所・連絡先・生年月日・国籍・勤務先等を記入する。	⑤	個人情報の取り扱いについて、必ず、名義人・保証人は確認のうえ、同意するにチェックを入れる。
②	保証人に関する情報を記入する。	⑥	カルネ使用国数をカバーできる枚数を選択する。
③	カルネ使用国および車両輸出期間、カルネ使用回数を記入する。	⑦	希望の担保方法を選択する。
④	原則、この日付がカルネ有効期間開始日となる。	⑧	⑦にて「カルネ保険」を選択した場合、保険証券の送付先を記入する。※現金寄託の場合は記入不要

(3) スペアパーツリスト・パーソナルアイテムズリスト

- ・用紙サイズA4版で、パソコン等を利用して以下の書式にて作成してください（手書きは不可）。計算間違い、スペルミスにご注意いただき、金額には¥マークを忘れずに付けてください。
- ・スペアパーツリストには必ずパーツナンバーをご記入ください。パーツナンバーが不明の物品は以下の例に従ってパーツナンバーの欄に「N i 1」と記入してください。
- ・ご提出いただいたリストは変更ができませんので、車両と同梱する物が決定してから作成してください。カルネに添付する際には用紙のサイズを調整させていただくことがあります。

(例)

SPARE PARTS LIST

<u>PART NO</u>	<u>DESCRIPTION</u>	<u>QTY</u>	<u>UNIT PRICE</u>	<u>AMOUNT</u>
AAA BBB BL-1	BRAKE LEVER	1	¥4,500.-	¥4,500.-
AAA CCC CL-1	CLUTCH LEVER	1	¥4,500.-	¥4,500.-
AAA DDD CW-1	CLUTCH WIRE	1	¥1,000.-	¥1,000.-
BBB AAA TI-8	TIRE TUBE	2	¥2,000.-	¥4,000.-
COF FE EY8	ACCELERATOR WIRE	1	¥1,000.-	¥1,000.-
TOTAL				¥25,000.-

PERSONAL ITEMS LIST

<u>DESCRIPTION</u>	<u>QTY</u>	<u>UNIT PRICE</u>	<u>AMOUNT</u>
TENT	1	¥7,000.-	¥7,000.-
SLEEPING BAG	1	¥5,000.-	¥5,000.-
COOKER	1	¥3,000.-	¥3,000.-
AIR MAT	1	¥5,000.-	¥5,000.-
TOTAL			¥20,000.-

(4) 誓約書 ※申請フォーム (PDF) の青い欄に入力してください。

東京都港区芝大門 1-1-30 日本自動車会館
一般社団法人 日本自動車連盟 御中

誓 約 書

この申請にあたり、一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）から自家用自動車の一時輸入に関する通関条約ならびにこれに関する日本国法令に基づき、裏面に記載の自動車（以下「自動車」といい、付属部品を含む。）について発行される通関手帳（以下「カルネ」という。）の交付をしていただく以上は、私は自動車の所有者としてまたは適法に所有者より委任をうけた代理人として、以下の事項につき同意のうえ厳守し、カルネの使用によって発生する債務についても、私及び保証人が連帯して全て履行いたします。

- カルネ名義人または保証人に対し、JAF およびその関係団体より、カルネの使用に伴って外国税関当局より要求されることのある関税違約金および諸費用等の請求があった場合は、ただちに納付すること。
1. カルネ名義人は JAF の書面または FAX による同意なくして、カルネに係る自動車を売買、貸与ならびに廃棄等しないこと。
2. カルネを発行団体に返却するまでは、自動車に対しいかなる改変も加えないこと。但し、税関当局から適切な許可を事前に取得している時はこの限りではない。
- 2.3. カルネ名義人は旅行しようとしている国々において、その国で施行されている関税関係各法等に従ってカルネを使用すること。カルネの保証のもとに一時輸入する国において、当該一時輸入にかかる用途以外にカルネを使用しないこと。



上記の事項につき同意のうえ厳守し、カルネの使用によって発生する債務についても、私及び保証人が連帯して全て履行いたします。

① 2026 年 4 月 1 日

② 車両内容

登録番号	品川Cあ 1234
メーカー名	YAMAHA
車名	セロー250
車台番号	ABC77-123456

③ カルネ名義人

住所 東京都港区芝大門 1-1-30

氏名 連盟 太郎

④ 保証人 1

住所 東京都港区芝 2-2-17

氏名 連盟 一郎

保証人 2

住所 _____

氏名 _____

注) カルネ名義人が未成年の場合は親権者二名が記入すること。親権者が一名の場合は、当該親権者一名を含む二名の保証人が記入すること。

2

様式 2026.4 **10年保**

①	誓約書の提出日を記入する。
②	カルネ発行の車両内容を記載する。
③	カルネ名義人の住所・氏名を記入する。
④	保証人 1 に「カルネ発行申請書」の保証人を記入する。保証人 2 はカルネ名義人が未成年の場合に記入する。

(6) 預り金振込口座指定書 ※原本および添付書類を郵送

預り金振込口座指定書

原本提出

2027年 3月 1日 ①

預り金振込口座指定書

一般社団法人 日本自動車連盟 御中

住所 東京都港区芝大門 1-1-30 ②

氏名 連盟 太郎 (カルネ名義人自署) 実印

貴連盟から私へ発行された下記カルネに関する預り金を、当方指定の下記口座へ振り込み頂きたいをお願いいたします。

記

③	カルネ番号	cpd 0123456							
④	振込先	金融機関	× × 銀行		○ ○ 支店				
	※カルネ名義人の ご本人名義の口 座をご記入くだ さい。	口座名義	(カナ) レンメイ タロウ						
		口座番号	(漢字) 連盟 太郎						
		普通当座	1	2	3	4	5	6	7

⑤ 添付書類：①クレーム処理預り金預り証
②寄託金預り証（現金寄託の場合のみ添付）
③印鑑登録証明書（ご本人名義以外の口座を指定される場合のみ添付）

以下の【個人情報の取扱いについて】を確認し、同意のうえご記入ください。

【個人情報の取扱いについて】
 【個人情報保護管理者】 本部総務部長 【利用目的】 カルネ返却に係る手続きのため 【委託について】 取扱いの全部または一部を委託する場合があります 【開示等について】 国際課カルネ担当までお問合せください【注意事項】 必要事項をご記入いただけない場合、利用目的に記載の内容が実施できない場合があります

2026.4 10年保管

①	提出日を記入する。
②	カルネ名義人の住所・氏名を記入し、実印を押す。
③	カルネ表紙右上にあるカルネ番号を記入する。
④	返金先の振込口座を記入する。普通もしくは当座について、該当のものに○をつける。
⑤	添付書類についても原本を郵送する。 カルネ名義人以外の口座を指定する場合は、名義人の印鑑登録証明書を添付する。

(7) その他 カルネ紛失届 ※申請フォーム (PDF) の青い欄に入力してください。

カルネ紛失の届け出書式

2026年10月15日 ①

自動車カルネ紛失届

一般社団法人 日本自動車連盟 御中

住所 ②
東京都港区芝大門1-1-30

氏名 連盟 太郎

貴連盟発行の自動車一時輸入書類（カルネ）を紛失したことを通知します。
 なお本日以降、当該通関手帳について通過国税関当局より関税の支払い請求があった場合には、誓約書記載事項に基づき私及び保証人が責任をもって解決にあたりるとともに、当該請求が正当なものである場合には私及び保証人が連帯して支払いを履行します。

記

紛失書類	一般社団法人日本自動車連盟発行 通関手帳（カルネ）
③ カルネ番号	Cpd1234567
④ カルネの有効期間	2026年6月1日から2027年5月31日まで
⑤ 保証人	連盟 一郎
住所	東京都港区芝2-2-17
⑥ 車両の所在地	アルゼンチン
⑦ 日本での輸入税関 <small>※再輸入前の場合は記入不要</small>	_____税関（輸入通関日_____年_____月_____日）
⑧ 紛失の経過	紛失日時 2026年10月15日
	紛失場所 ○○市××付近
	紛失状況の詳細 10/1に車両の輸送会社へ輸出手続きのためカルネを●●輸送会社へ郵送したが、10/15現在届いていないとのこと。郵送事故と思われる。カルネの他、登録証書も紛失。カルネ使用状況は、2026/7/15ペルーへ輸入・8/30ペルーから輸出、2026/8/16チリへ輸入・9/10チリから輸出、9/15アルゼンチンへ輸入

①	提出日を記入する。
②	カルネ名義人の住所及び氏名を記入する。
③	カルネ表紙の右上「CPD no.」に記載された英数字を記入する。
④	カルネ表紙右下「Date」の発行日と右上「Valid for not more than one year, that is until」の有効期限日を記入する。
⑤	カルネ発行申請書に記載の保証人の氏名および住所を記入する。
⑥	車両がある国名などを記入する。
⑦	車両を日本へ再輸入している場合は、輸入した税関名と通関日を記入する。※再輸入していない場合は記入不要。
⑧	紛失についての詳細やカルネの使用状況について記入する。

